

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

## 事業名【新】保育所等虐待防止対策支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 子育て支援課 保育支援係 電話番号：058-272-1111(内3536)

E-mail : c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 1,914 千円 (前年度予算額： 0 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

| 区分  | 事業費   | 財 源 内 訳 |         |           |       |       |       |     |
|-----|-------|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-----|
|     |       | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 |
| 前年度 | 0     | 0       | 0       | 0         | 0     | 0     | 0     | 0   |
| 要求額 | 1,914 | 957     | 0       | 0         | 0     | 0     | 0     | 957 |
| 決定額 |       |         |         |           |       |       |       |     |

## 2 要 求 内 容

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

近年、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることから、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、新たに保育所等における虐待に係る通報義務等の仕組みが創設された。

法改正により、保育所等における虐待通報を受理した際には、県及び市町村は「虐待の事実確認」を速やかに行うこととされ、事実確認にあたっては関係書類や職員等への聞き取りのみならず、虐待を受けたと思われるこども等への聞き取りも想定される。

現状、これらの業務は県事務所に事務委任されているが、高度な専門性が求められるに加え、改訂ガイドラインにおいて「虐待認定」を県が行うことが明記されたことから実務担当者等から不安や戸惑いの声が多く聞かれる状況である。

また従来、国が示してきた「虐待」の概念が改めて整理され、虐待の判断過程等が示されたものの、具体的な事例の掲載が乏しく市町村ごとで虐待行為等の捉え方や対応に差が出る懸念があるが現状、職員向けの虐待対応に特化した研修は存在しない。

県としては、保育所等で虐待が発生した際に迅速かつ適切に施設監査を実施できるように、実務を担う県及び市町村職員向けの研修を実施するとともに、こどもへの聞き取り等を担う専門人材を活用することで対応力の強化を図る。

## (2) 事業内容

## ○専門人材の活用

実地監査において、こども等への聞き取りにより虐待を受けた児童（疑いを含む）に関する情報を収集するとともに、こどもの心身の状況等について県に助言を行う。

## ○自治体職員対応力強化研修

対象施設における虐待対応を行う市町村及び県職員を対象に、国ガイドラインに基づいた実施体制の整備、虐待対応の流れ、自治体間の連携等を確認する集合研修等を年2回実施し、虐待対応に係る人材を育成するとともに、県内における虐待認定基準の平準化を図る。

#### (4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額    | 事業内容の詳細      |
|------|-------|--------------|
| 人件費  | 1,200 | 講師報償費、専門家報償費 |
| 旅費   | 246   | 研修等旅費        |
| 需用費  | 80    | 研修等の消耗品費     |
| 役務費  | 60    | 印刷費          |
| 委託料  | 328   | 研修会場設営費      |
| 合計   | 1,914 |              |

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 各種計画での位置づけ

○岐阜県こども計画

第5章こどもの誕生前から幼児期

(2) 幼児期の教育・保育の充実

#### (2) 国・他県の状況

国関係通知（令和7年8月29日付けこ成保503・7文科初第1261号子ども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名）

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて（通知）」

# 事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

|          |
|----------|
| ■ 新規要求事業 |
| □ 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

保育所等で虐待が発生した際に迅速かつ適切に施設監査を実施できるように、実務を担う県及び市町村職員向けの研修を実施するとともに、こどもへの聞き取り等を担う専門人材を活用することで、虐待等が発生した際の対応に万全を期す体制を構築する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前<br>(R ) | R6年度<br>実績 | R7年度<br>目標 | R8年度<br>目標 | 終期目標<br>(R ) | 達成率 |
|-----|---------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
| ①   |               |            |            |            |              |     |

### ○指標を設定することができない場合の理由

研修の骨子となる国ガイドラインは、全国の自治体や保育施設等の意見を踏まえて、改訂に柔軟に対応をしていくこととされており、県の研修内容も毎年度異なることが想定される。また、専門人材の活用見込みも予測ができないことから、指標を定量的に設定することは困難である。

### (これまでの取組内容と成果)

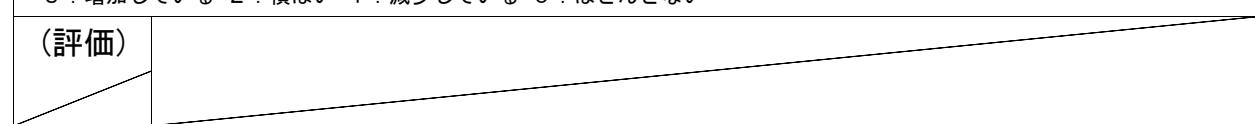
|                   |   |
|-------------------|---|
| 令和<br>4<br>年<br>度 | ・取組内容と成果を記載してください。                      |
|                   | 指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ % |
| 令和<br>5<br>年<br>度 | ・取組内容と成果を記載してください。                      |
|                   | 指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ % |
| 令和<br>6<br>年<br>度 | ・取組内容と成果を記載してください。                      |
|                   | 指標① 目標 : _____ 実績 : _____ 達成率 : _____ % |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

- 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない



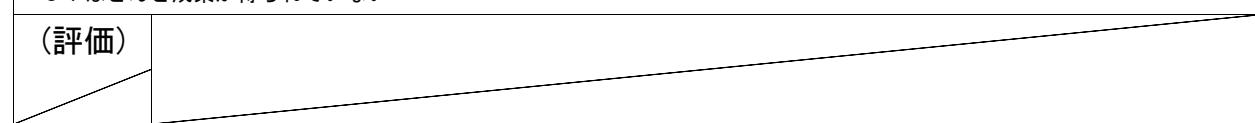
- 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり

2：期待どおりの成果あり

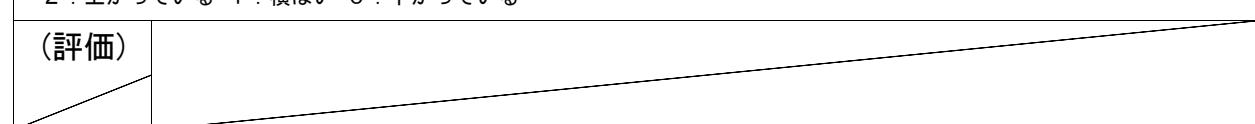
1：期待どおりの成果が得られていない

0：ほとんど成果が得られていない



- 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている



### (今後の課題)

- 事業が直面する課題や改善が必要な事項

国ガイドラインの改訂により「虐待」の概念が改めて整理され、虐待の判断過程等が新たに盛り込まれたことから、虐待や不適切な保育にあたる行為等の捉え方や対応に差が生じないよう継続的に県内自治体向けの研修を実施していく必要がある。

### (次年度の方向性)

- 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

県及び市町村において、虐待や不適切な保育にあたる行為等の捉え方や対応に差が生じないよう、具体的な対応事例等をマニュアルへフィードバックしていく。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 組み合わせ予定のイベント<br>又は事業名及び所管課 |  |
| 組み合わせて実施する理由<br>や期待する効果 など |  |